事務手続きフローチャート

中間検査申請の準備

- 工事監理者が必ず検査を行い、必要な手直しが完了していること
- 軽微な設計変更や計画変更確認申請などの手続きを終えていること
- 申請書及び添付図書の作成（工事監理報告書、資料等）
- 必要に応じ検査日程の調整

↓

中間検査申請書の提出（特定工程に係る工事完了から４日以内に提出）

指定確認検査機関　又は　建設事務所 ⇨ 建築住宅課

↓

中間検査の実施　※工事監理者立ち合いのもと、目視・計測及び報告書等の内容審査

↓

適合の場合

現場にて中間検査適合シールを「工事現場における確認の表示板」に貼付

中間検査合格証

不適合の場合

中間検査合格証を交付できない旨の通知書（是正指示）

追　加 説 明 書（是正報告）適

追　加 説 明 書（是正報告）不適・無 ⇨ 違反処理対応

↓

次　の　工　程　へ　継　続　施　工

↓

完了検査の実施

完了検査合格済証と同時に「完了検査適合シール」を建物の見えやすい位置に貼付願います